

○建設管理部長(松藤俊光君) 板坂議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご指摘の業務委託でございますけれども、導入当初は、それぞれの所管において競争入札により業者選定がなされております。その後、随意契約により同じ企業を複数年にわたりまして、その相手方といたしております。この理由でございますけれども、価格面の有利性とか業務の特殊性というふうなことを考えて、このような随意契約を行っておるものでございます。しかしながら、議員ご指摘のこれらの業務につきましては、一定の年数も経過しており、また、業務の性質、内容等からして、また、契約の公正性の確保及び高い経済性を求める観点からも、可能な限り競争入札を導入したいと考えております。

このことによりまして、多くの企業の受注機会の拡大にもつながるものと考えます。

なお、随意契約期間の見直しにつきましては、業務内容により種々差異がございますので、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

次に、市内企業で履行可能な業務につきましては、特殊な業務、種々特定の業者でなければできないような業務につきましては別でございますけれども、原則、市内企業を対象に発注をしてみたいというふうに考えております。

次に、緊急経済対策でございますが、議員ご指摘の点も踏まえまして、経済対策事業の目的に即した適切な事業選択を行い、事業の目的及び工種、それから当市の有資格業者であるかどうかなどを考慮しまして指名選定をいたしたいと考えております。

また、早期発注と地元企業への優先発注に努め、本事業の目的でございます中小企業の経営安定化に役立つ事業としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番(板坂博之君) 1つだけ、私は要望しておきます。

厳しい経済状況にある本市中小企業のため、地元で可能なものについては、極力、地元企業に発注していただくよう、重ねて要望をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(鳥居直記君) 次は、39番野口三孝議員。

(野口三孝君登壇)

○39番(野口三孝君) 勝山町の遺跡保存問題等、質問通告をさせていただいておりますので、順次、質問をさせていただきます。

勝山町遺跡保存問題につきましては、本年3月議会、そして6月議会を通じまして、本会議または文教経済委員会で論議がなされてまいりました。市長及び教育長の答弁は、学校建設ありきで終始し、今議会に遺構の一部を顕在化した形での設計費が上程されております。この設計変更による議案上程は、3校統廃合による桜町小学校建設の住民との約束、遺構が長崎の歴史上、貴重ながゆえに、一部顕在化したの保存という、足して2で割る折衷案であります。果たして、これでよいのかと疑問を抱かざるを得ません。

同遺構に隣接する諏訪の森一帯が、諏訪の森再整備構想として、長崎の歴史・文化の中心地としてよみがえらせる、長崎の歴史・文化を正しく再認識してもらう広い意味での観光地として新生させることを柱として、長崎の特色ある歴史・文化についての認識を深めてもらう拠点として整備しようとするとき、全国に類を見ない遺構が完全な形で再現をいたしました。長崎の宝を、日本の宝を、どうして完全復元し歴史の遺産として後世に伝えようとししないのか。

市長及び教育長が言われている地域住民との約束の重みは、私も十分に理解をいたしております。長崎の歴史、日本の歴史を語る上からも貴重な遺跡である現実を踏まえた場合、なぜ地域住民の方々に遺構復元への理解を得ようとししないのか、あるいはまた市民に対してもしかりであります。

市長は、出島復元に精力的に取り組んでこられました。オンリーワンの観光地づくりを推進されておりますが、先人の方々が出島を保存してくれていたらと思われることも多々あるかと思えます。出島の埋め立ては、長崎港を埋め立てることによって広い土地を得ることが目的でありました。広い土地を得ることはできましたが、鎖国時代、ヨーロッパの文化を受け入れる窓口であり、日本の夜明けを開いた扇形の出島の地形は失う結果となりました。せめて運河をめぐらす方法でもとれなかったのか。

平和発信のまち長崎で今、浦上天主堂の被爆遺構があればと市長は思われませんか。天主堂の被爆遺構は、その保存を私どもの先輩議員が市議会

議場で訴え、その議事録は残っております。それぞれの時代背景、社会状況があったとしても、残念でなりません。

今、勝山町遺跡で判断を間違えれば、後世の人に同じようなことを言われるような思いがいたします。

私は、誤解を招いてはいけませんので、はっきり申し上げますけれども、子どもたちから学校を奪おうというのではありません。長崎市民から図書館を奪おうとするものでもありません。このことは、3月議会で私が申し上げました。そしてまた、6月議会で小林議員、重橋議員も言及をなさっておりますので、時間がありましたら自席から申し上げます。

諏訪の森構想と一体化した長崎の文化拠点、長崎の歴史を刻む観光資源として、遺構の完全復元を望む市民がいることも事実なのであります。遺跡の完全復元に対する市長の腹藏のないご答弁をお願いいたします。

新庁舎建設についてお伺いいたします。

市は、平成7年の特別委員会で、市庁舎建設には約250億円の建設費を要するので、150億円の基金を積み立て、不足額は起債等を充て建設したい旨、述べられております。今日、段階で市庁舎建設整備基金は目標に達しており、市民に対し、庁舎建設のプログラムを明確にする時期に来ていると存じます。

タコ足のように11カ所に分散している庁舎は、市民に迷惑をかけ、事務効率の上からもまことに非能率的であります。ややもすれば、新しく庁舎を建設するとなるとぜいたくだという批判が出てまいります。庁舎は市民の財産であり、市民サービスの拠点であるわけで、この批判は当たらないと思います。

庁舎建設整備基金が目標に達した現段階で、庁舎の規模、建設場所、建設時期など、どのようにお考えになっておられるか、明確にご答弁を求めます。

小中学校の通学区域見直しについて質問をいたします。

通学区域の法的根拠は、学校教育法施行令第5条第2項の「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」との定めによりますが、その運用は昭和62年、臨時教育審議会の教育改革に

関する第3次答申で、地域の実情に即し、可能な限り子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、当面、具体的には調整区域の設定の拡大、学校指定の変更、区域外就学の一層の弾力的運用が提言され、地域の実情に即した制度の運用について検討する旨、答申されましたが、改革の兆しはなく、平成8年12月、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」で、学校選択の弾力化の趣旨の徹底、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知等を政府に強く提言しております。これらの提言は、少子化現象を念頭に置いたものであり、平成10年の中央教育審議会は、学校の自由選択制を提案したのであります。

本市の通学区域を見ると、保護者の希望による指定学校変更または区域外就学の処理件数は年々増加し、指定学校承認地区も拡大されております。

そこで、お伺いをいたしますが、本市における学校の自由選択制の検討状況、通学区域の見直し状況についてお示しいただきたいと思っております。

以上、壇上からの質問にさせていただきます。

=（降壇）=

○議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長（伊藤一長君） 野口三孝議員のご質問にお答えをいたします。

まず、勝山町遺跡の保存についてでございます。

昨年10月末から発掘調査を行いました旧勝山小学校跡地から、代官屋敷の遺構、また、その下層から、サント・ドミンゴ教会のものと思われる遺構が出土したことは、既に3月議会でもお答えしたとおりであります。

遺構の中でも、サント・ドミンゴ教会のものは、同時代に国内に存在した数多くの教会の中でも、遺構が確認された数少ないもので、本市では最初のものとなります。

そこで、本市では遺構の取り扱いについて検討を重ね、6月議会において、「教会の遺構部分は重要なので極力保存する。また、小学校についても建設する」という、いわゆる小学校と遺構の併存という方針をお答えしたところでございます。

議員ご指摘の教会や代官所の復元についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、復元するための資料でございますが、サント・ドミンゴ教会の資料といたしましては、サント・ドミンゴ教会の神父でありましたモラーレスがマニラの本部に送った手紙がありますが、これには、教会の施設として、教会堂とか修道院などがつくられたとの記述がありますが、それらの大きさや位置関係についての記述や古絵図等はないということであります。

また、代官所の資料につきましてでございますが、幕末に描かれた出島の和蘭商館長が立山奉行所に向かっている絵がありますが、これには屋敷については、残念ながら描かれておりません。

一方、発掘調査においても、教会については礎石や柱の穴の跡がほとんど出土していませんので、建物の範囲等もわかっておりません。

代官所時代の礎石は一定出土しておりますが、古絵図等の資料がありませんので、その礎石上にあった建物の大きさ、種類等が不明であります。

このような状況にありますので、復元については非常に厳しいと考えております。

なお、小学校建設につきましては、平成4年6月の長崎市長立中央3小学校問題検討懇話会からの提言を受けて、平成5年8月に中央3小学校統廃合の基本方針を決定し、市議会全員協議会への説明後、3校区合同説明会を開催いたしました。その後、関係者とのたび重なる協議を経て、平成6年1月には磨屋小学校区で統廃合に同意の決議をいただきました。しかしながら、残る2校についてはなかなか同意が得られず、さらに協議を重ね、勝山小学校区におきましては、平成7年2月に付帯条件つきで統廃合に同意の決議をいただき、新興善小学校区からは、平成7年10月に賛否拮抗する中で苦渋の選択として統廃合に同意の決議をいただいたところでございます。

この中央3小学校統廃合計画については、平成8年3月議会で長崎市長立小学校条例の一部を改正する条例の結審をいただき、平成9年4月から新設2校が開校することとなりました。

このように、この統廃合は、本市で最初に取り組んだ統廃合計画であり、平成3年3月の検討開始から平成9年4月の新設2校開校まで、実に6年1カ月もの歳月と保護者、自治会などの地域住民や同窓生を巻き込んだ大変な議論の末に得た結論でありました。

その後、平成12年4月には諏訪小学校が新校舎で授業を開始しており、桜町小学校の児童、保護者及び地域関係者は一日でも早い新校舎完成を待望しており、本年8月には、保護者及び地元自治会から長崎市立桜町小学校新校舎に関する陳情書が提出されたところであります。

このようなことを総合的に検討した結果、サント・ドミンゴ教会のものと考えられる教会遺構は極力保存をし、その中でも校舎と重なる部分の遺構については顕在化し、広く市民に公開する文化施設として整備を行いたいと考えているところでございます。

なお、公開に当たりましては、専門家を初め関係者の方々の意見をお聞きし、遺構の説明や出土したかわら等の展示を行い、あわせて当時の長崎の様子がわかるような展示も行うなど、充実した公開ができるように検討してまいりたいと考えております。

このように、学校建設と教会遺構の保存を同時に行う計画は、全国でも例のない長崎の歴史の重層さを示すものと考えますので、今回の計画について、ぜひともご理解を賜りますようによりしくお願いをいたしたいというふうに考えております。

次に、勝山町遺構と諏訪の森の関係についてお答えをいたします。

諏訪の森再整備構想につきましては、平成12年11月30日の県・市合同記者発表の席で諏訪の森再整備構想の基本方針を公表したところでございます。その内容といたしましては、かつて長崎奉行所立山役所や長崎会所などが置かれていた由緒ある諏訪の森地区を将来にわたって文化の香り高い魅力ある空間としてさらに価値を高め、また、新たな観光開発に寄与するため、諏訪の森再整備の拠点施設として長崎奉行所立山役所の一部復元を含む(仮称)歴史文化博物館を県と市が一体となって整備することといたします。

なお、勝山町遺跡の保存との関連性でございますが、諏訪の森再整備構想の文化拠点施設である(仮称)歴史文化博物館と同様に、勝山町遺跡につきましても、歴史的文化施設としての保存を行うこととしております。

したがいまして、野口三孝議員ご指摘のとおり、この隣接する両文化施設がもたらす歴史的・文化的相乗効果により、長崎市の観光振興に寄与する

ものと考えておりますので、今後とも、諏訪の森再整備構想と勝山町遺跡の整合性を図りながら整備を行ってまいり所存でございます。

なお、野口議員が本壇のご質問の中で、出島の復元に市長は一生懸命に頑張っているのではないかと。勝山町遺跡もしっかりとこれとの関連で頑張るべきであるというご指摘をいただきました。まことにありがたいご指摘だというふうに思います。ただ、出島の復元と若干事が違いますのは、出島の場合には、あの場所に、本物の場所で本物の出島を復元しましょうと、資料も相当な資料がございますし、関係者の皆様方等も含めて、復元ができると、もちろん議会も先頭に立って、国ともそうでございますけれども、そういう形で進めております。

ただ、勝山町の遺構、今、唐人屋敷の顕在化事業も地元の関係者の方々と近いうちに、そういう対策委員会を立ち上げるようにいたしておりますが、これもそうでございますが、やはり出島の復元と若干異にしますのは、復元事業と顕在化事業とは違うのではないかなということでございます。これは私だけの知識で大変申しわけございませんけれども、やはり資料がすべて整った場合の立ち上げ方と、こういうふうな歴史あるいは文化のあるまちでございますので、それを立ち上げる場合は、議会も含めて、関係者の方々もそうでございますが、やはり出島の復元をする、あるいは勝山町の方も遺構として復元をしたい、また、唐人屋敷もそうでございますが、そういう場合にいろいろな資料等のそういうものをよく考えながら、場合によっては、復元はしたいんだけど、もし無理があるようだったら顕在化事業という形で何らかの形で残していくというのも一つの方策ではなからうかなというふうなことも視野に入れながら、私どもも関係者の方々とも協議をさせていただいているということでございますので、ひとつよろしくお願いさせていただきたいというふうに思います。

次に、第2点目の新市庁舎の建設についてでございますけれども、現庁舎は、建設以来42年を経過し、老朽化が進んでおり、また、本館・別館を含む11カ所に分散しており、庁舎の借上料も年間1億円を超えていることから、建設の必要性につきましては十分認識をいたしております。しかし、

社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、多様な行政ニーズに対応するためには、これからの市役所はどのような機能を備えるべきか、また、市民に親しまれる市役所とはどのような庁舎であるべきかという点を考える必要があります。

また、公共施設の再配置を含めた場所の選定、建設の時期、規模等の問題を初め、PFI方式の導入などについても、市民の皆さんや関係者等との論議を尽くすことも、私は必要なことではなからうかというふうに考えております。

このような問題点を把握するために、庁内の関係部局で準備委員会を平成13年6月に立ち上げまして、現在、協議を進めております。

今後、市の財政状況等も勘案しながら、問題点の解決に向けまして、さらに論議を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

他の件につきましては、所管の方からお答えをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。＝（降壇）＝

○教育長（梁瀬忠男君） 3点目の小中学校の通学区域の見直しについてお答えをいたします。

本市における児童生徒の通学区域の設定につきましては、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき、長崎市立小、中学校の通学区域に関する規則を定めておりまして、本市児童生徒の就学すべき学校を指定しております。

また、この通学区域の設定・変更につきましては、適正規模校が教育効果を上げるという認識に立ち、「過大規模校、過小規模校の解消」「都市計画、宅地開発等での情報を生かした長期的な展望に立った見直し」等の方針に基づきまして、長崎市立学校通学区域審議会の審議を経て、区域の設定及び変更を実施いたしております。

議員ご指摘の平成9年1月の文部省通知におきましては、「通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと」のほか、「就学すべき学校の指定変更や区域外就学については、地理的理由、身体的理由、いじめ対応を理由とするほか、児童生徒等の具体的な実情に即して相当と認められるときは、保護者の申し立てにより認めることができる」としてあります。

本市といたしましては、文部省通知の趣旨を十

分認識の上、指定学校変更、区域外就学については、中学生における市内間転居時の転居前校への通学等、当該取り扱い要綱における承認事由の拡大を図っており、平成12年度における承認処理実績といたしましては、指定学校変更承認が小学校440件、中学校225件の合計665件となっております。

申請事由といたしましては、指定変更承認地区内申請のほか、夫婦の共働きによるもの、兄弟の通学学校への変更、いじめ、不登校等がございます。また、区域外就学承認におきましては、小学校135件、中学校68件の合計203件となっております。申請事由も、院内学級入級によるもの、家庭内暴力等多岐にわたっております。

今後とも、通学区域制度における指定学校変更及び区域外就学につきましての保護者等への制度周知に努め、相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、現在設定されている小中学校の通学区域についても、地域住民の意向に十分配慮しつつ、通学距離や地理的条件など、実情に即した通学区域になるよう随時見直しを図るとともに、通学区域制度の弾力的運用に当たりましては、他都市の取り組み状況等も含め、実施に向けての可能性につき十分研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○39番(野口三孝君) 今、市長及び教育長からご答弁をいただきました。

勝山町遺跡の復元につきましては、遺跡そのものをどのように見、その重要性等を判断するか、これは見方によって、それぞれ分かりますので、論議がすれ違いになるのは、一定やむを得ないかと思えます。ただ、市長が言われるように、本物の場所に本物の復元、これは出島でありましょう。しかし、今回のこのドミンゴ教会、代官屋敷の遺跡も、まさに本物なんですよ。にせものじゃないんです。にせものが出たというならば、こういう質問は私どもはいたしません。本物なんです。

それで、復元あるいは再現という、考古学的にどう区分をするかわかりませんが、各観光都市といいますが、各県、各市、今はコンピュータのグラフィックというんですか、あのぱっと出るのは、出雲大社だってこれで復元しているんですよ。安土城がしかり。福岡城もそうなんです。一定、柱等の跡が発掘されれば、今の建築等の技

術からいくと十分にそれは再現ができるんですから、そのことは、市長及び教育長はご認識をいただきたいと思えます。

それと、私は、教育委員会、市長、お立場は十分にわかります。非常に苦渋の選択であったろうと思えますし、また、このような論議が重ねられるたびに非常にきつい思いをなさっておろうかと思えます。しかし、私が一連の流れを見たときに、確かに、3校統廃合の問題、関係学校の子どもたち、あるいは保護者の皆さん方、地域の皆さん方、大変なご苦労をなさった、苦痛を味わった、これは私も百も承知です。存じ上げております。

ですから、教育長なり市長が、この遺構について考えるときに、どうしてもそっちの方、いわゆる約束をしたことだということが、比重がそちらの方にかかりますから、学校をつくりたい、遺構を今、市が示しているような形で顕在化をしないと、これは十分にわかるんです。

また、教育委員会も学校ありき、学校をつくるんだということで今日までご努力をしてくれているんですね。しかし、このような遺構が出たというのは、新たな事実であり、新たな段階にきたわけですから、私は、遺構について、本壇から言いましたように、やはり市民と対話をして、そういう機会を持って、いま一度じっくり考えることが必要ではないのかなと思えます。

それで、その経過の中で、私は非常に気になることがありますので、お伺いをさせていただきます。これは教育委員会から資料としてちょうだいをいたしました。平成13年3月29日、桜町小学校校舎等検討委員会の、これは議事録というよりは、出席者皆さん方の発言の要旨をまとめられたものであると思います。この席で、教育委員会から出席されました担当の方は、3月議会が終わったばかりですから、3月議会で本会議での発言、そして委員会でのもろもろの意見、そういったことを検討委員会で、こういう意見があったということ報告し、委員の皆様方とそこでいろいろと質疑応答をなさっております。

私が非常に気になると思えますのは、市の教育委員会を代表して、恐らくというよりは、この方は代表者でありましょう、教育長の次の方かなと思えますよ。大変、議会にとって、議員として、ええと思うような発言をなさっております。委員

さんから「6月議会には間に合わないかも知れないというなら、次は何月ぐらいか」との質問に対しまして、「次の定例会は9月になるが、専決処分という方法もある。緊急を要する場合には、必ずしも次の定例会を待たなくてもできる。とにかく一日でも早くしたい。これは建設をしたいということでしょう。このように答弁をなさっております。

先ほども申し上げましたように、教育委員会としては、何が何でも学校建設をやりたい、これは議会の意向など全く関係ないという発言としか取れません。また、これほど議会軽視も甚だしいですよ。それで、文化を守るべき、市の場合は文化財課ですか、これだって教育委員会の所管でしょう。それで、まだ驚くんですけれども、次に、こういうことも言っておりますよ。委員さんから「そういうことができるのか」ということは、委員さんもびっくりしたわけでしょう、そういう方法があるのかということ。という委員さんの質問に対しまして、「無理をすることとはどこの世界でもある。専決処分は、いわゆるごり押しと、無理を通すんだということを表現なさったんでしょうね。」定例会には20日間ぐらいの期間があるから、議案を先に結審してもらおうということもできる。あるいは議会の間ならば、専決処分といって、市長の権限で契約をするということもできる。いろいろな方法を考えている。こういうふうに答弁なさっているんです。

全く、本会議の質問なり委員会での委員さんの質疑なりを、先ほど板坂議員も担当者を叱っておりますけれども、こういう発言をするということは、私も、ここに出席なさった方でしょう、議会そのものを全くなめきっていますよ。こういう発言をなさっておるとすれば、教育長、ご答弁を私は求めます。議会軽視を通り越して、何をか言わんやという気持ちでありますよ。本当に開いた口がふさがらんというのは、こういうことを言うんですよ。

だれが言ったかということ、その方の名誉もありましようから申し上げませんが、教育長、ご答弁をください。いつ専決処分をし、いつ工事契約を締結するのか。これがまず第1点。

いろいろな方法があるとのことでありませうけれども、どんな方法があるのか、明確にこの議場で

示していただきたいと思っております。あなた自身は発言はしてないけれども、あなたの部下が発言をしているんですからね。この報告は教育長、あなたはお聞きになっているはずなんです。責任を持ってご答弁を求めます。

○教育長（梁瀬忠男君） 再質問にお答えいたします。

3月29日の地域との協議会の件での内容についてのご指摘でございます。私は、このことにつきましては報告を受けましたが、実は、地域の方の大変な心配がございましたので、昨年12月、1月と、こう進捗するごとに、地域の方々ににつきましては、その状況を私どもも責任を持って報告をしたいと、このように申しておりました。

したがって、いろいろな報道がなされる中で、地域の方も大変ご心配があられたので、その都度説明をしておりましたが、このときにつきましては、私がほかの用務との関係で、多分、基本的には説明会にずっと出る覚悟で、そのような姿勢で取り組んでおりましたが、このときについては、私は出ておりませんでした。しかし、個々の発言につきましては、恐らく一般論として、いろいろな方策があるというようなことの発言ではないかというふうに受けとめます。しかし、私といたしましては、一般論としてのこういう手法はあるにつきましては、この件につきましては、大変議会の議員さんを含めていろいろ論議をされていることでもありますので、そういうことの検討はあったにしても、そのような手法にはとても立ち得ないと思っております。

したがって、手法としては、通常、一般論で考えられますが、そのような手法でなく、6月議会の質問にお答えいたしましたけれども、その後につきましても、地域の方に、私も出席をし、ご説明をさせていただきました。そのことにつきましては、方針はそのとき議会で答えておりましたので、そのことを地域の方にもご理解いただき、そして、議会との関係につきましても、最終的には議会の議を経ましての実施になると、その点については、地域の方も十分ご理解をいただきたいと、したがって、その手続きといたしまして、本9月議会に予算上の整理をさせていただくということになったわけでございます。

以上が経過を含めての見解でございます。

○39番(野口三孝君) 今、教育長から、この発言について見解をいただきました。しかし、私は、責任ある方がこういう発言をしているということは、議会が、どうしても委員会等、この予算について、これは3月のことですから、その段階で教育長を先頭に、万が一のときは、いわゆるそういう専決処分なりやろうという構えがあったから、こういう発言が出るんですよ。何も議会の状態なりを説明する、そして地域の方々が心配をなさっているはずですよ。私もそう思います。そういう方々に説明をするときに、こういった説明をする、逆に、お聞きになった方は期待を持つんです。だれだってそうですよ。期待を持ちますよ。「ああ、そういう方法でできるんだなと、議会の議決は要らないんだな」と。議会が反対をしてもやるということでしょう。

これは今、教育長は教育長としての所見を述べられましたけれども、私は、これは決して許される発言であるとは思いません。文教経済委員会等で各議員さんから質疑もあるかと思しますので、委員会に委ねたいとは思いますが、一たん、他の質問をさせていただきます。

次に、教育委員会から提出をされております各資料について、私は今、この議事録を資料としていただいて見たときにびっくりしたんですけれども、ほかの資料を見たときも、これもまた、腰を抜かすほどまではありませんけれども、大変驚きますよ、これは。この遺跡に関して、これがどういうものであるということは、やはりその専門家の方々の意見をいろいろな方に聞いて、それを皆さん方も保存をすべきか、顕在化でいくべきか、そういう議論の中で一つの判断材料として先生方のご意見を聴取したはずなんです。そして、委員会に対しても、各委員のこの問題を考えるときの参考資料として、私は当然、そういった議事録は提出されていると思います。全く当たり前のことです。

それで、委員会に提出をされました資料をいただきました。これを見ましたときに、龍谷大学の宮元先生の意見として、これは6月議会で小林議員さんが取り上げました。ここに龍谷大学・宮元講師として、先生の意見が集約されております。

「遺構が保存されると聞いて安心した。復元については、その時点での条件付きでの復元ならば可

能だろう。復元は無理としても、想像図は必要だろう。ドミニコ会の教会はバジリカ様式を踏襲していたと思われる。ドミニカ会の教会には側廊の列柱があったはずだ。これが宮元先生の意見として、委員会に資料提出をされております。これを見る限りにおいては、宮元先生、いわゆる教会建築については専門家ですよ。日本を代表する方なんです。「この方がこういう意見ならばいいんだな」と、だれだって思うんです、これを見れば。しかしながら、これは全く都合のよいことばかりをつまみ食いして並べておるんですよ。

よろしいですか。宮元先生とは、市の方々は13年の2月15日、これは先生が現地を視察なさったとき、そして16日にそういった先生の意見をお聞きになっている。

そして、5月31日には職員の方が京都に行かれて先生とお会いになって、教育委員会の結論を、いわゆるこういうふうにしたいと、一部顕在化で残したいということを報告をなさったんです。その回答が、先ほどの私が読み上げたことなんです。回答というよりは、それに対する先生の意見とまではいかないと思います、所有者がこういうふうにしたいというんだから、「それはできませんよ」とは言えませんか。そうでしょう。

それで、宮元先生が2月15日、現地を視察なさいまして、16日に市の教育委員会の関係者と意見交換をなさっております。このときに、宮元先生はどう言われたかということ、「全国で200例のうちの唯一の遺構であろう。長崎が保存しなければなくなってしまう。出島の復元もされたことでもあり、出島とリンクした形で復元したらいいかが。遺構のみで復元可能である。こういうふうにおっしゃっているんです。そして、その記録を取られているんです。この記録は、残念ながら教育委員会が取った記録ではないんですよ。教育委員会は、どういうわけか、都合の悪いところは余り詳しく記録を残さないんでしょうね。そういう体質にあるのかどうか。これは他の部署の方が、そこに同席をなさった方が記録をし、これは上司にずっと上げていっております。部長まで決裁印がありません。

ですから、私は、資料に違いがあってはいけないので、教育委員会にもお聞きしたんですよ。こういった資料、いわゆる担当が印鑑を押して、部

長なり教育長まで上げて印鑑をもらうんですかと。そのときに、教育委員会は、「これは決裁をもらうことではないので、そういうことはいたしておりません」というご返事でありました。

よろしいですか。もう一つ、こういうふうにも今、私が読み上げたように、先生はこの遺構について言われております。そして、さらに文化財課の職員の方が先生に質問をしておるんですよ。「現在、4つの選択肢が考えられている。①記録保存し壊す。②他の邪魔にならないところへ移設する。③地下部を見せる形で校舎内に取り込む。④完全に復元する。どう考えられるか」と。これに對しまして、先生が「近年は積極的に観光資源として復元を目指すことが多くなってきている。キリシタンの遺構としては長崎の誇れるものである。出島と同じように価値があるものである。壊すとなると、研究者は意見書を出すことになる。近代は残っているが、近世はない。残して校舎に取り込むとなると費用がかかり過ぎ、完全復元となると1億円程度で済むのではないかと、こういう発言をなさっております。

それと、さらに文化財課の方がお聞きになっております。「国の史跡指定は可能か」と。これに對し、先生は「国の史跡になるであろう」とお答えになっております。

先ほども申し上げましたけれども、委員会等で審議をする場合、どのような委員会であっても、一つの議案に対して、我々はいろいろな資料をちょうだいして、それでもって判断をしていくんです。この遺構問題についても、まさにしかりなんです。貴重な意見であろうと私は思います。しかし、今、私が申し上げましたことは、教育長、あなた方が出した資料の中には、どこにも書いてないんですよ。全く出てない。そして、あなた方が内部で残されておる資料には、表現は違いますが、あるんですよ。あなた方が、教育委員会が記録を取ってないとするならば、まだ許せませんが、あなた方は記録を残しているんですよ、内部で。それには今、読み上げたように、表現は異なってはおりますけれども、記録として、先生の意見として残しているんですよ。書いているんですよ。それを委員会に出すときには、ばさっと切り落として出しておる。

これは、いわゆる改ざん等の問題がいろいろあ

りましたけれども、改ざんとは言わないけれども、隠ぺい工作と言われても仕方がないですよ。議員が審議するときには隠さずに出すと、今までそういうことがあるたびに言ってきているじゃないですか。そしてまた、日本を代表しようとする先生が発言をしたのに、それが1行も出てないということは、先生に対する冒瀆ですよ。名誉を傷つけているんですよ。隠ぺいの意図が、私はそこにあったとは思いません。教育委員会の結論に一定出ている、一定というよりは最終的な結論でしょう。結論を出した、その方向に委員会を誘導しようとする思いがあると思えないんですよ。全くこそくなことです。これは情報を操作していると言われても仕方ないですよ。

今、指摘したことについて、教育長、どう思われますか。明快にご答弁をお願いいたします。

○教育長(梁瀬忠男君) 今の宮元先生に関するご指摘の件でございます。

今、議員さんがおっしゃる点については、私も文書として確認をしております。議員さんのおっしゃるとおりでございます。しかし、その経過に至るまでにつきましては、私どもが6月議会で資料で出しました宮元先生、大橋先生、これは陶器の専門の方でございます。それと地元の文化財審議委員の先生方、これは審議のときは、6、7名から10名の先生が出席されておりました。そういった、私どもも専門家の先生にずっと相談をしてまいりました。昨年12月、1月、2月、3月とずっと相談をしてまいりました。

今、野口議員さんがご指摘された分については、宮元先生に関する件でありまして、宮元先生が一番最初長崎に來られて見られたときの記述であります。その後、宮元先生も、また4月の13日ごろにお見えになりました。そして、私ども文化財課も、宮元先生につきましては教会建築の大変日本の権威の方であると、そういったことから、冒頭から、私どもも遺構が出てくる初めの段階からずっと相談をしてまいりました先生でございます。

したがって、先ほどの記述の点でございますけれども、これについては、教育委員会も記述はいたしておりますが、他部局の方と一緒に先生との会話を行っておりますので、その部分で職員が同席をして大体記述を取っていきますけれども、その中に、教育委員会の分が、今の発言の部分が漏

れている部分があると、こういったご指摘でございますけれども、その点につきましては、確かにその点では、そういうご発言があったということで、私どもも発言が漏れているのであればあるわけですが、その点については、記述のミスだろうかとか、そういうふうにとらえております。

それともう一つ、それをこそくにとか、情報を隠ぺいしようとか操作しようとか、そういった考えは毛頭ございませんで、大変な議論をしていただいている部分でございますので、私どもも十分そこら辺には留意をしながら、そして、参画した職員には「ちゃんと記述を取ってってください」と、そういったことでいろいろな会合が終わるごとにその記述を整理しているところでございます。

そして、6月の議会で提出した分につきましては、先生によっても何カ月間もずっと事情聴取しております。そのうちに、遺構がだんだん出てきますと、先生方のご発言の内容も変わってくる部分がございます。

したがって、私どもが6月に出した時点の資料につきましては、その経過を踏まえまして、大体、先生方のご意向がこういうふうになったということで、6月の時点の資料を要約する形で出しているわけでございます。したがって、個々の記述、内容につきましては、それぞれたくさんの議論をいただいておりますので、相当の資料にもなっておりますので、そのことを要約するような形の議会の資料の提出であったということでもあります。

以上が、ただいまの件に対する見解でございます。よろしくお願ひいたします。

○39番（野口三孝君） 私が指摘をしていることは今、教育長は、記述のミスですというふうにおっしゃっていますけれども、ミスじゃないんですよ。今、教育長が言われた資料は、これです。勝山町遺跡学識経験者等の意見、ここにあります。あなた方が残そうという、いわゆる学校を建築しようという意見等は、すべてここに集約されていますよ。記述のミスじゃないんですよ。

それで教育委員会で、いわゆる宮元先生とお話し合いになった、それを残された。それは教育委員会内部の資料としてはあるんですよ。私は、ここに持っているんですよ。この中には、その記述があるんですよ。先ほど言ったでしょう、私は、教

育委員会内部でつくられたこういった記録には、そのことはちゃんと記載をしておるんです。一部、表現の違いはありますけれどもね。しかし、それを委員会の資料に出さなかったということは、情報操作等隠ぺいの意思は全くありませんと言われるけれども、そうとしか取れないじゃないですか。分量が、資料等の数が多いからと言われるけれども、ほかの方々の意見はよく小まめにお書きになっていますよ。

だから、そういったことは、論議をしていく上において非常に誤解を招くことですから、今度も委員会があるわけですから、隠さず資料を出して論議ができるようお願いをしたいと思います。

時間がございません。ほかの質問もさせていただいておりましたので、要望にとどめさせていただきます。

庁舎の建設につきましては、市長の方から答弁をいただきました。私があえてこれを今、持ち出したのは、基金が100億円という金額に到達をしました。ということは、このことは委員会を通じ、市民の方々も承知をしているわけですから、この時点で検討委員会ですか、協議委員会ですか、立ち上げになっておるということですから、私は大所高所、PFI等の問題もそこで協議されていくと思うんです。

ただ一つ、私は個人的に思いますのは、公会堂が随分、築後三十何年ですか、たっていますよね。それで老朽化も甚だしいし、消防の方にお聞きをしたら、適マークというんですか、丸適マークというんですか、いわゆる消防法で安全ですよという一つのお墨つきと言ってはおかしいけれども、そういったものでしょう。これは旅館とか飲食業も同じです。そういったところには、そういったものが法的に条件づけられている。しかし、この公会堂の場合、いわゆる消防法で言うところの法律には全く触れないんですけども、これは建築基準法の問題ですよ。以前に建てたから。しかしながら、そういったことで非常に維持管理費等が、もう市長が殊さら申し上げるまでもなく、非常に金額に達しております。だとするならば、ここで工事費等、億という金が出ていっているわけですから、そういったもの等を考えれば、私は、今からでも準備委員会というんですか、そういうことを立ち上げるということですから、一日も早

く協議をしていただいて、市民に明らかにその旨、発表できる日が、新市庁舎の建築プログラムというものが明らかになることが一日も早いことを希望いたします。

そして、通学区域の見直し。これは教育長から答弁がありましたけれども、本筋としてはわかりますけれども、具体的に今、夫婦川町の片淵中学校の関係とか鳴滝3丁目ですね、それから上西山は片淵中ですがけれども、長中の方が近いと、こういったものが、審議会等がありますけれども、具体的に保護者の方々から出ているわけですから、こういうことは、もう片淵中などは早急にやらなければだめなんです。もう目の前ですからね。

それと、先ほど通学区域の自由化も本壇から申し上げました。通学区域の自由化ということは、保護者に学校を選んでもらうと、全く斬新的なことですけれども、品川区では、これを既にやっております。品川区のほかにもなさっているところがあるんですけれども、いわゆる保護者が選ぶということは、その経営者、校長も一生懸命に他校と競争をするということになりますので、これは教育の向上につながりますので、よろしく願いをさせていただきますして、質問を終わります。

○議長(鳥居直記君) 休憩いたします。

午後は1時30分から再開いたします。

= 休憩 午後0時23分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時30分 =

○副議長(江口 健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。18番前田哲也議員。

〔前田哲也君登壇〕

○18番(前田哲也君) こんにちは。

スマイル長崎2001の前田哲也です。

6月議会に、「恐れず、ひるまず、とらわれず」と、同僚議員のそういう切り出しで質問が始まりましたが、小泉内閣の小泉さんの支持率の高さというものは、やはり改革への勇気に対する多くの国民の共鳴だと思っております。

そういう意味におきまして、私たち地方自治体においても、構造改革、改革の勇気というものをこれから推し進めていただきたいと思っております。

そして、もう一つ、小泉さんの高い支持率の背景の要因の一つとしては、わかりやすい言葉で国

民に訴えている、そういうことが、やはり大きな要素であったと思います。政治家は身近に感じられるようになりました。

3月議会におきまして、長崎市議会においてもケーブルテレビの放映が実施されました。そういう意味からも、私たち質問する側もですが、理事者におかれましては、わかりやすい明快な答弁というものを期待するものであります。

以下、質問項目に沿ってお尋ねし、市長の答弁により自席より再質問させていただきますが、質問が多岐にわたっておりますため、2番の「支所の統廃合と機能強化について」、それから5番の「定期借地権の活用について」は、時間がありませんでしたら、自席より質問させていただきます。

市民活動(ボランティア、NPO)の推進について。

21世紀を迎え、長崎市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。本年3月、現在の、そして、これからの長崎市をめぐる諸課題を的確にとらえ、長崎市第三次総合計画が策定されました。基本構想のキーワードは、「市民と行政がともに築くまちづくり」であり、少子・高齢社会の到来、環境問題、高度情報化、進む国際化、そして多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民と行政のパートナーシップが不可欠であり、現在、展開されているボランティアやNPOを初めとする市民活動の一層の推進が求められています。

私自身もボランティア団体に所属する立場からも、2年前の市政一般質問において、行政におけるボランティアの位置づけ、また、その支援策をお尋ねしましたが、市民活動への支援、NPOなどへの支援については、鋭意検討し、前向きに取り組むとのことでした。

そこで、市長にお尋ねいたします。

その後、今日までの取り組みと、これからの課題について、どのような認識を持たれているのか、お聞きいたします。

また、私は、NPOについては、将来的には、行政の仕事の委託ということも十分視野に置き、その支援を行っていくべきであるし、そのことに大きな期待を寄せていますが、このことについて、市長の所見をお示しく下さい。

次に、リサイクルの推進について。

21世紀は、環境問題が大きな課題であり、本市